

項目名	金属盗対策法の施行に伴う税制上の所要の措置		
税目	消費税		
要望の内容	盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号。以下「金属盗対策法」という。）第 3 条第 1 項の規定による届出をした者について、取引記録の保存のみ（インボイス保存不要）で仕入税額控除を可能とする特例措置の対象とする。		
新設・拡充又は延長を必要とする理由		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）
	(1) 政策目的 金属盗対策法は、特定金属製物品の窃取を防止することを目的として、特定金属くず買受業を営む場合の届出、買受けの相手方の本人確認、取引記録の作成等を義務付けているものであり、これらの規定については、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。 (2) 施策の必要性 消費税法第 30 条等で規定するいわゆるインボイス制度において、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れについては、原則として仕入れ税額控除ができないこととなっているところ、古物商や質屋のような消費者等から仕入れる事業については、消費税法施行令第 49 条第 1 項第 1 号ハ(1)から(4)において、帳簿のみの保存（インボイス保存不要）で仕入税額控除を可能とする特例が設けられている。 このたび成立した金属盗対策法に規定する特定金属くず買受業を営む者についても、消費者等から仕入れる事業を営むことから、金属盗対策法に基づく届出を行った者を特例の対象とする必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税制措置が適用された場合、金属盗対策法に基づく届出を行った者が、取引記録のみの保存（インボイス保存不要）で仕入税額控除を可能とする特例措置の対象となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	金属盗対策法に規定する特定金属くず買受業者についても、消費者等から仕入れる事業を営むことから、税制上の措置が必要不可欠である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—